

各地域振興局建設部長 様

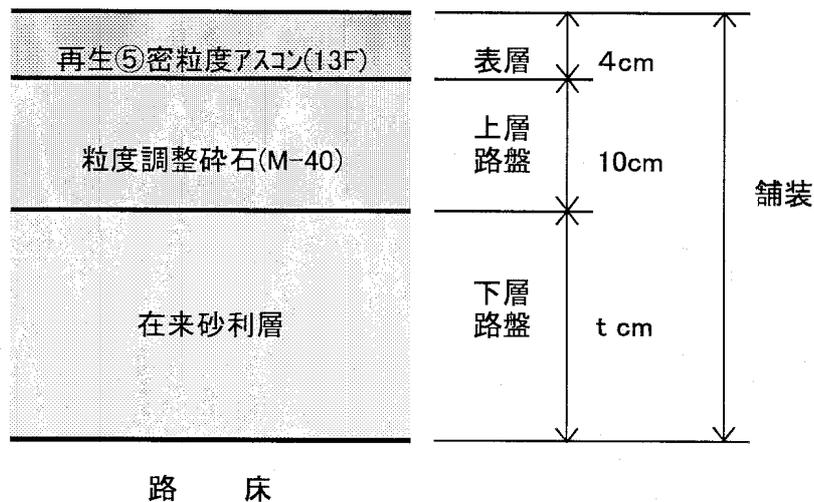
建設交通部道路建設課長

県管理道路における砂利道区間の舗装構造について（通知）

県管理道路における舗装構造については、「舗装の構造に関する技術基準について」（平成15年3月17日付け建設交通部長通知）により、平成15年4月1日以降の発注工事から信頼性及び性能規定を考慮したものとする事となっております。

しかし、日交通量の少ない未改良未舗装区間の砂利道の舗装にあたっては、県単独事業として一層のコスト縮減を求められていることなどから、その構造は、上記通知によらず、次のとおり上置き式舗装として在来砂利層を活用する「簡易舗装」を基本とします。

なお、これによることができない場合は、当課と協議の上舗装構造を決定して下さい。



◆構造設計の留意点

- (1) 下層路盤（在来砂利層）の修正 CBR は20以上とし、表層と上層路盤の合計厚は10cm以上を基準とする。
- (2) 表層アスファルト混合物は、日交通量が少なく冬期交通閉鎖の施工箇所が殆どのため、耐久性に優れた混合物として「再生⑤密粒度アスコン(13F)」を選定する。
なお、表層厚は、これまでの摩耗層(1cm)を廃止し「4cm」とする。